



再資源化事業等高度化法の 政令・省令（案）の概要について



再資源化事業等高度化法の概要

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の**報告・公表**



再資源化の**高度化**に向けた**全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

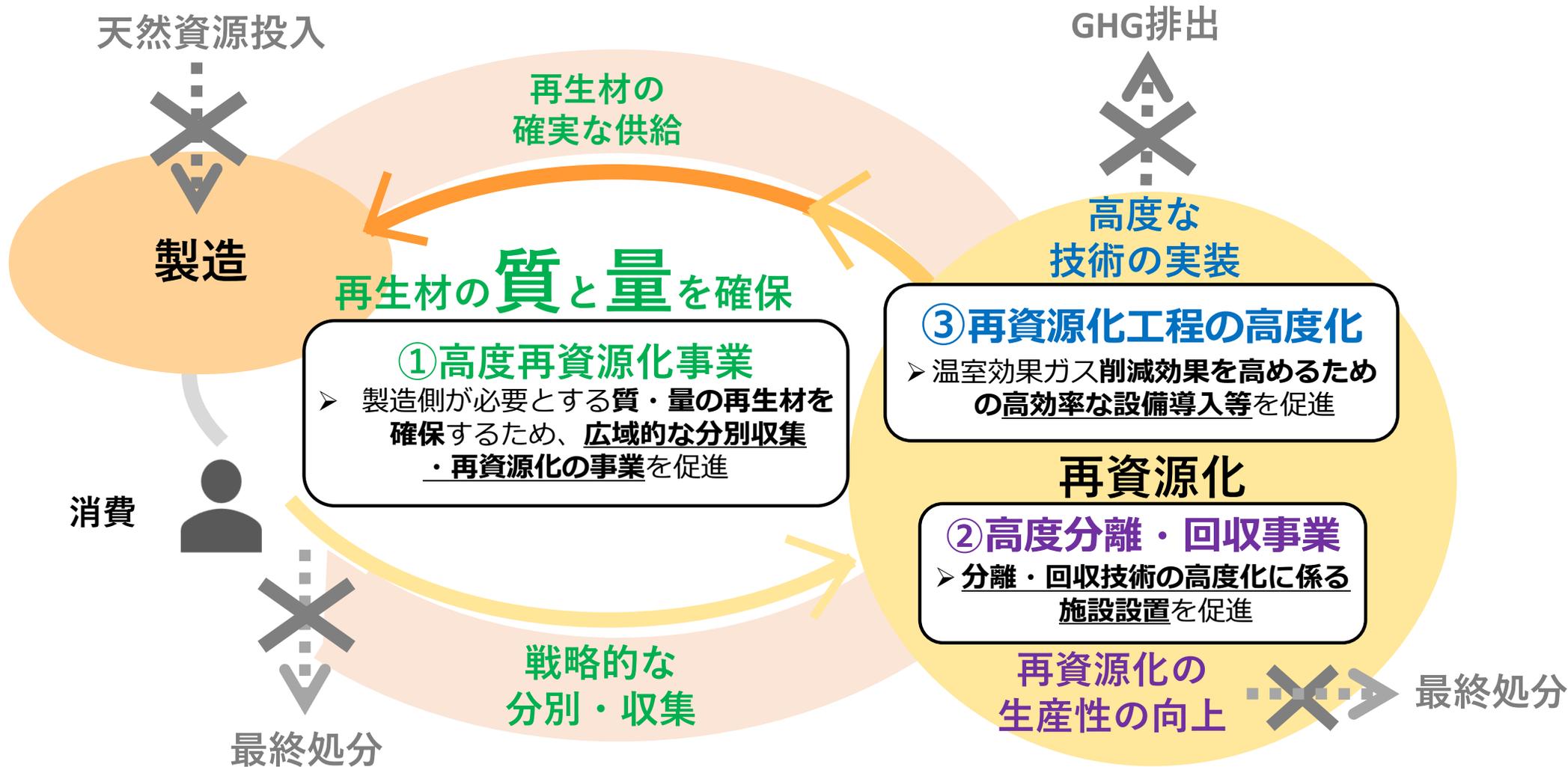
画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

(参考) 認定制度における各類型と資源循環のイメージ

過去小委員会資料

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける制度を創設。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

再資源化事業等高度化法に係る今後のスケジュール



過去小委員会資料を一部修正

2024年

5月 法律の成立、公布

2025年

2月 法の一部施行（基本方針、判断の基準）

認定制度における各論点検討の加速化

6～7月ごろ 政令・省令等の案の作成

夏～秋ごろ 政令・省令等の公布

施行に向けたマニュアル・ガイドライン等の策定

11月まで 法の全体施行（認定制度、公表・報告制度※など）

※ 一部経過措置を設けることも検討

再資源化事業等の高度化に関する認定基準 検討ワーキンググループの検討状況報告

- ◆ 第3回ワーキンググループ（2025.5.28）では、定量的指標の基本的な考え方を示し、その考え方に基づいた類型ごとの指標案について議論・検討がなされた。

定量的指標の基本的な考え方（案）

① 定量的指標の示し方（暫定的指標、将来的指標）

制度趣旨を踏まえた「あるべき論」と、データ不足等による現段階での「算定実施可能性」の双方を考慮し、制度開始時点から当面の運用で認定基準として用いる暫定的な指標だけでなく、今後のデータの充実等に伴って段階的に改良・整備していくべき方向性を示すものとして将来的な指標について、ワーキンググループで検討・議論いただくこととしてはどうか。

② 資源循環効果を示す指標（「再生材○○量」）

資源循環効果を示す指標について、再生材に係る数量は「再生材供給量」と「再生材使用量」の2段階の取り扱いを変更し、

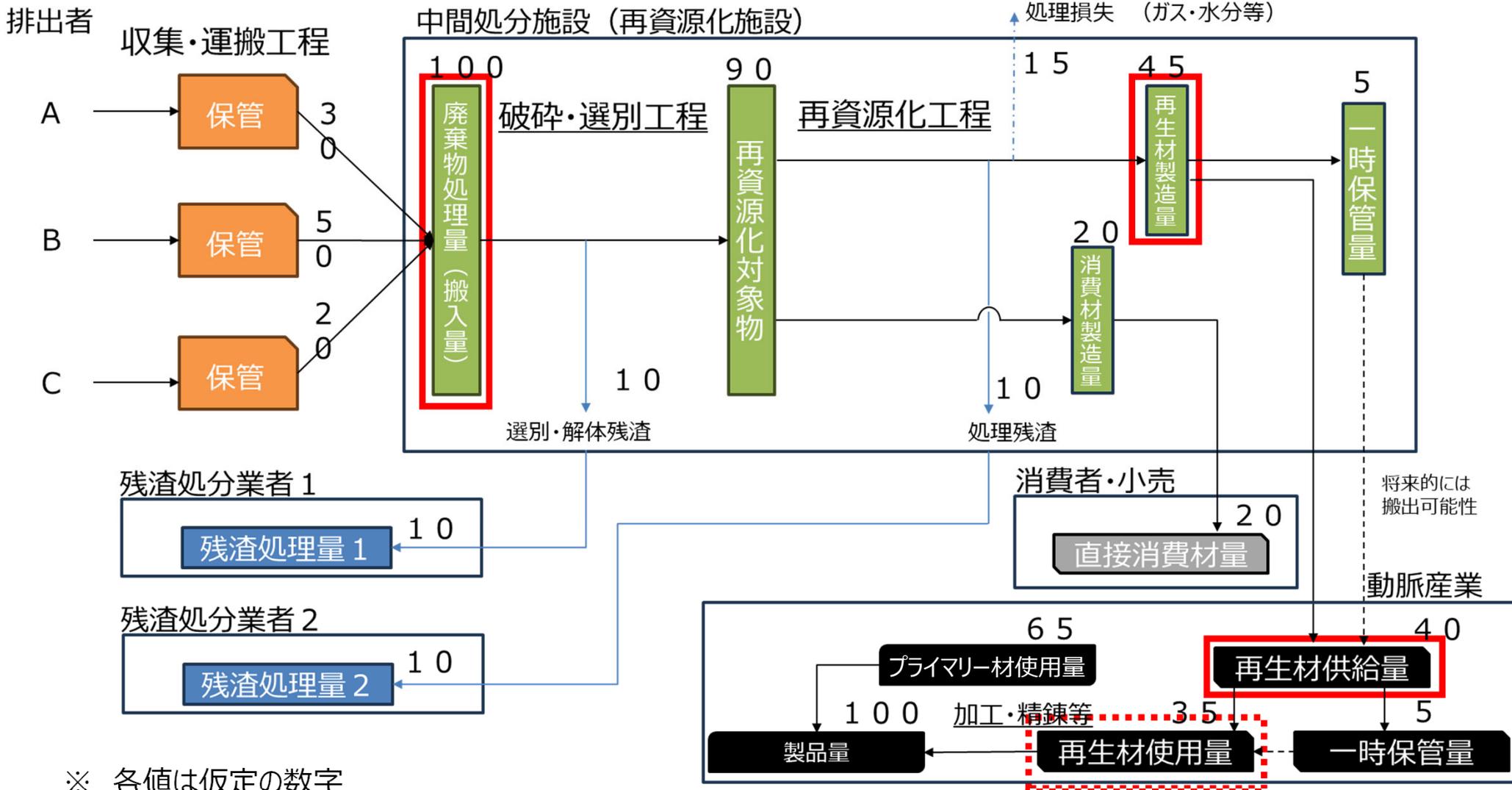
- ・ 廃棄物から再生材を生成した量の「再生材製造量」
- ・ 再生材を動脈産業（プライマリー材を使用する代わりに再生材を使用する者でコンパウンダーや製錬事業者等を含む）に引き渡した量の「再生材供給量」
- ・ 動脈産業において実際に再生材が消費された量の「再生材使用量」

の3段階とした上で、各類型の制度趣旨に応じた指標を設定してはどうか。

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループの近況報告 (補足) 再資源化事業における各値の意味するもののイメージ図



第3回WG資料 抜粋



再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループの近況報告 類型別に求める定量的指標（案）



第3回WG資料を一部修正

<指標の考え方（案）>

		類型①	類型②	類型③
趣旨		再生材の大部分がその供給を受ける者（需要者）に対して供給されるもの	指定する廃棄物について、回収する再生材の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比べて特に高いもの	設備の変更等により特に温室効果ガス排出量が削減されるもの
指標	基準シナリオのベース	当該廃棄物に係る <u>全国平均の処理</u>	当該廃棄物に係る <u>通常の再資源化技術</u>	<u>事業実施前の設備</u> 又は <u>通常と同種類の設備</u>
	温室効果ガス削減効果の基準※	【要件】 暫定： < 基準シナリオ 将来： < (基準シナリオ-x)	【要件】 < 基準シナリオ	【要件】 暫定： < (基準シナリオ-a) 将来： < (基準シナリオ-x)
	資源循環効果	【要件】 <u>再生材供給量</u> (%) / <u>廃棄物の処理量</u> 暫定：案件別に慎重に評価 将来：基準値x'で定量的に評価	【要件】 <u>特定の再生材製造量</u> (%) / <u>指定する廃棄物の処理量</u>	【事業目標】 <u>再生材等製造量</u> (%) / <u>廃棄物の処理量</u>

※ 再生材の代替効果を含めた事業場における温室効果ガス削減効果

基準値a：廃棄物・再資源化の方法等を問わず、妥当な数値の設定を想定

基準値x、x'：参考情報の集積を踏まえ、再生材や再資源化方法別に妥当な数値の設定を想定

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループの近況報告 (参考) ケーススタディ (製品バスケット法による試算結果) 一覧



第3回WG資料を一部修正

類型	ケーススタディ	事業シナリオ/事業実施後		基準シナリオ/事業実施前			削減効果 (kgCO ₂ e/t)
		プロセス概要	廃棄物1t当たり GHG排出量 (kgCO ₂ e/t)	シナリオ	プロセス概要	廃棄物1t当たり GHG排出量 (kgCO ₂ e/t)	
①	PETボトルの水平リサイクル	①再生PETボトル製造 (水平リサイクル)、 ②ペット樹脂製造、系統電力	2,777	全国平均 (熱回収+リサイクル)	③ペットボトル製造、 ④使用済ペットボトルの材料リサイクル、ごみ発電	3,584	808 ▲23%
	金属のリサイクル	①電炉原料・銅精錬・ステンレス鋼製錬原料・樹脂原料 (高度) ②なし	4,386	通常処理 (再資源化)	③普通鋼・銅精錬・特殊鋼・樹脂製造、 ④電炉原料・銅精錬 (従来)	7,622	3,236 ▲44%
	廃プラスチック類の油化 (収率30~70%)	①再生ナフサ・石油製品製造 (油化)、 ②系統電力	1,994 ~ 2,973	全国平均 (熱回収+リサイクル+燃料化)	③ナフサ・石油製品製造、 ④廃プラスチック類ごみ発電	2,697 ~ 2,889	-275 ~ 945 +2%~▲33%
	廃プラスチック類のガス化	①メタノール製造、 ②系統電力、燃料 (石炭)、汎用樹脂	2,235	全国平均 (廃プラの国内の平均的 の処理割合)	③メタノール製造、 ④熱回収、燃料化、材料リサイクル	3,194	959 ▲30%
②	PVパネルの高機能リサイクル	①アルミ、銅、銀、板ガラス製造 (PVパネルの熱分解処理)、 ②なし	4,030	適正処理 (埋立)	③アルミ、銅、銀、板ガラス製造、 ④PVパネルの埋立	5,095	1,065 ▲21%
	PVパネルのホットナイフ・ウォータージェット	①PVパネルのホットナイフ・ウォータージェット (板ガラスへの水平リサイクル)	857	ガラスカレットの路盤材利用	②PVパネルのハンマー破砕	1,011	154 ▲15%
③	AI選別機の導入	①AI選別 (処理能力1000t/月)	1,035	事業実施前	②手選別 (処理能力500t/月)	1,110	76 ▲7%
	AI選別機、高効率破砕機の導入	①AI選別、高効率破砕機	22.2	事業実施前	②AI選別、従来型破砕機	23.4	1.2 ▲6%
	高効率機器の導入	①高効率破砕機、再生ペレット製造	1,392	事業実施前	②従来型破砕機、再生ペレット製造	1,493	101 ▲7%
	高効率機器の導入・収率向上	①高効率・高収率の再生ペレット製造 ※消費エネルギー増	1,627	事業実施前	②従来型の再生ペレット製造	1,790	163 ▲9%
	破砕機等の更新	①高効率破砕機電動機 (110kW)	47	事業実施前	②従来の破砕機電動機 (150kW)	49	2 ▲5%

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループの近況報告 第3回WGにおいて挙げられた意見の例



【全体】

- 事務局から示した、基本的な考え方や類型別の指標案は、概ね納得できる内容になっている。

【定量的指標について】

- GHG削減量に関して、廃棄物処理1t当たりの削減量の評価に加えて、再生材供給量1tあたりの評価も示すと、様々な波及効果も期待でき、再生材を使用する側も使うメリットが出るのではないかと。
- 類型毎の工程について、審査の対象範囲とGHG削減量を計算する範囲について整理が必要ではないかと。
- GHG削減量算定における基準シナリオについて、具体例を例示することで事業者の労力削減につながる。
- 将来的な指標について、事業計画の目標年度（7年間以内）や2030年のGHG削減目標等を考慮しつつ、どのように設定するのか今後方向性の検討が必要。
- 事業者がわかりやすいようにGHG削減量同様に計算範囲や事例を示すことが必要ではないかと。

【計算方法、比較対象について】

- AI選別の効果について、人員削減、処理能力の拡大、処理効率の改善等、その導入・更新の意図やメリットが個別にそれぞれ異なっており、いずれの場合も評価できるルールとするのがよい。
- 再資源化する廃棄物の入口での状態（製品単体なのか、混合された廃棄物なのか等）も評価において考慮できるようにすべきではないかと。

【認定に係る審査について】

- どのような審査・認定の仕組み、体制とするかについても検討が必要。
- 指標等を細かくしすぎると評価が複雑化・高度化してしまうが、審査する側がどういう形で審査できるようなものを最終的に目指すのか検討が必要。

今後のワーキンググループについて

今後のWGの検討事項（事務局イメージ）

第3回までに示した指標案を前提に、ケーススタディの今後の取り扱いを検討するとともに、算定方法に係る詳細ルールの整備や精査、資源循環効果に関する追加試算等を行う。

検討事項案	概要
ケーススタディの取り扱いの検討	様々な事業ケースにおける情報整理として行っていたケーススタディについて、公表の在り方（代表事例とするか、幅を持たせるか 等）を検討
「指標の評価範囲」、 「指標の評価単位」 等のルール検討	定量的指標について、各類型の事業計画の審査範囲を踏まえつつ、指標の算定・評価に係る「範囲」や「単位」等について、類型ごとのルールを検討
過去ケーススタディの再計算	第3回WGで示した類型ごとの指標案を踏まえ、過去に行ったケーススタディを再計算
資源循環効果指標の ケーススタディ	これまで各ケーススタディは温室効果ガス削減効果を中心に検討してきたが、資源循環効果を示す指標の評価を実施
基準値（類型③）の 設定	類型③における温室効果ガス削減効果の基準値の設定について議論

再資源化事業等高度化法 政令・省令案の概要

(まとめ) 類型① 高度再資源化事業の概要

制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動静脈連携事業の創出を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集運搬又は中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスリム化（再委託に関する情報把握、収集運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する再生材を安定して供給する事業
- ✓ 国民経済に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 責任分界点、管理体制が明確であること

類型① 高度再資源化事業

【高度再資源化事業計画の記載事項①】

申請する事業の内容には次を含むものとする。

- 高度再資源化事業において再資源化を実施する廃棄物の種類及び認定後再資源化される見込みの廃棄物の種類ごとの重量
- 当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該処理を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲
- 高度再資源化事業に係る一連の処理の工程を申請者が統括して管理する体制
- トレーサビリティ（廃棄物の収集から再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給までの行程において、当該廃棄物の種類、数量、性状及び所在を記録し、及び把握することをいう。）を確保するための仕組みの概要

責任分界点や統括的管理の確認

動静脈連携に不可欠な品質や状況管理方法の確認

そのほか申請する事業計画に記載を求める事項は、次のとおりとする。

- 廃棄物の収集から再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給までに通常要する期間
- 高度再資源化事業において一般廃棄物処理基準又は再資源化事業等高度化における産業廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置
- 廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- 廃棄物処理施設に係る着工予定年月日及び使用開始予定年月日

類型① 高度再資源化事業

【高度再資源化事業計画の記載事項②】

(再委託する場合)

変動しないもの

再委託先の名称には、当該者の特定に資する情報として法人番号を付記するものとする。

再委託先が行う収集、運搬又は処分の別は、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が再委託先に関する情報を直ちに確認することができる措置の有無を付記するものとする。

(廃棄物処理施設を設置する場合)

環境省が常に再委託者の最新情報を把握できること

法で求める『廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設の位置
- ・ 廃棄物処理施設の処理方式
- ・ 廃棄物処理施設の構造及び設備
- ・ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法
- ・ 設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。）、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- ・ その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

法で求める『廃棄物処理施設の維持管理に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- ・ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- ・ その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

類型① 高度再資源化事業

【申請時に添付を求める書類】

- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面
- ・ 申請者が法人である場合にあつては、その定款及び登記事項証明書
- ・ 申請者が個人である場合にあつては、その住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
- ・ 申請者が必要な能力を有することを証する書類
- ・ 法で求めている再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標の算出の根拠を示す書類
- ・ 申請者が欠格要件のいずれにも該当しないことを証する書類
- ・ 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設がその基準に適合することを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が法で定義する廃棄物処理施設であつて、当該施設に係る廃棄物処理法の規定による許可を受けている場合には、当該許可を受けていることを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が技術上の基準等に適合することを証する書類
- ・ 高度再資源化事業として廃棄物の再使用を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し
- ・ 廃棄物処理施設を新設する場合は以下の書類
 - 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図
 - 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ・ 再資源化により得られる再生部品又は再生資源が、需要者に対して供給されると見込まれることを確認できる書面の写し

定量的指標の確認

動静脈連携の確認

【生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類】

当該書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ・ 設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）
- ・ 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- ・ 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- ・ 当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- ・ 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- ・ 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- ・ その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

類型① 高度再資源化事業

【適正な配慮がなされるべき周辺の施設】

適正な配慮がなされるべき周辺の施設とは、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

【廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準】

廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行えること。

【縦覧等を要する廃棄物処理施設】

縦覧等を要する廃棄物処理施設は、認定の申請に係る高度再資源化事業計画に記載された廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設類が焼却施設である場合とする。

類型① 高度再資源化事業

【認定の基準（高度再資源化事業の内容）】

動静脈連携の創出を趣旨として設定

高度再資源化事業の内容として、認定に必要な基準は次のとおりとする。

- ・ 再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状が、当該再生部品又は再生資源が利用されると見込まれる製品等の標準的な規格及び市場の状況に照らして、需要者に対して安定的に供給することができると認められること。
- ・ 再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標が、適切に算出されたものであり、かつ、処理する廃棄物の重量に照らして、需要者が行い、又は行おうとする事業の属する業種の業態からみて再生部品又は再生資源の大部分が供給されると認められること。
- ・ 収集しようとする廃棄物が、通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって、生活環境保全上支障が生じるおそれがある場合には、当該支障を防止するための適切な措置が講じられていること。
- ・ 高度再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合にあっては、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。
- ・ 当該申請に係る一連の処理の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。
- ・ 高度再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
- ・ 高度再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。
- ・ 地域の環境の保全のための取組並びに地域の振興及び社会の健全な発展に資する措置を併せて行うものであると認められること。
- ・ トレーサビリティが確保されると認められること。
- ・ 再資源化により得られる再生部品又は再生資源を国民経済に寄与する者に供給するものであること。

地方創生

経済安全保障、産業競争力強化

類型① 高度再資源化事業



【認定の基準（申請者の能力、施設の能力）】

申請者の能力に係る基準

- ・ 高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・ 高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

- ・ 廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ・ 積替施設を有する場合にあっては、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

- ・ 再資源化その他廃棄物の処分に適する施設であること。
- ・ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
- ・ 当該施設が、廃棄物処理施設（この計画に基づいて新設するものは除く。）である場合にあっては、当該施設に係る廃棄物処理法による許可を受けたものであること。
- ・ 保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

類型① 高度再資源化事業

【認定の基準（廃棄物処理施設の技術上の基準）】

廃棄物処理施設に求める技術上の基準は、次のとおりとする。

- ・ 一般廃棄物処理施設のうち、ごみ処理施設にあつては、廃棄物処理法で定めるごみ処理施設に係る規定によること。
- ・ 産業廃棄物処理施設にあつては、廃棄物処理法で定める産業廃棄物処理施設に係る規定によること。

再資源化に必要な行為の用に供する廃棄物処理施設に係る技術上の基準は上記のほか、次のとおりとする。

- ・ 再生部品又は再生資源に求められる規格を満たすための設備又は装置が設けられていること。
- ・ 投入された廃棄物に対して、効率よく再生部品又は再生資源を得られる構造であること。
- ・ 安定的に再生部品又は再生資源を供給するために必要な措置が講じられていること。

類型① 高度再資源化事業

【高度再資源化事業計画の認定証】

環境大臣は、認定若しくは変更の認定をしたとき又は変更の届出があったとき（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

- ・ 認定高度再資源化事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設の名称及び所在地
- ・ 認定高度再資源化事業計画に再委託先が記載されている場合にあっては、当該者の氏名又は名称及び法人にあっては、法人番号並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

【船舶又は運搬車を用いて行う廃棄物の収集又は運搬に係る表示の基準等】

認定高度再資源化事業者は、船舶又は運搬車を用いて認定高度再資源化事業計画に係る廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶又は運搬車である旨及び当該認定に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称を当該船舶又は運搬車の外側に見やすいように表示するものとする。ただし、トレーサビリティを常時かつ即時に確保するための仕組みを有し、かつ、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が再委託先に関する情報を直ちに確認することができる措置を講じている場合は、この限りでない。

廃棄物の量・所在等やその収集・運搬事業者を即時に確認することができる場合は表示が不要

また、廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶又は運搬車に認定を受けたことを証する書面を備え付けおくこと。ただし、書面の記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該収集又は運搬を行う場合において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示され、当該記録をもって当該書面に代えることができる場合はこの限りではない。

類型① 高度再資源化事業



【計画の変更の認定の申請】

変更の認定を受けようとする認定高度再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始予定年月日

また、変更の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- ・ 当該変更が認定申請に係る書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類
- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

類型① 高度再資源化事業

【計画の変更の認定を要しない軽微な変更】

変更の認定を要さずに届出手続きとする軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- ・ 事業計画の内容に係る変更であって高度再資源化事業計画の趣旨の変更を伴わないもの
- ・ 再委託先に規定する者に係る変更であって、次に掲げるもの（電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が再委託先に関する情報を直ちに確認することができる措置を講じている場合に限る。）
 - 氏名又は名称の変更
 - 廃棄物の収集又は運搬を行う者の変更 柔軟な収集運搬
- ・ 再委託先を即時に確認することができる場合
- ・ 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設の変更
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備の変更（保管施設に係る変更に限る。）
- ・ 新設する廃棄物処理施設に規定する変更であって、次に掲げるもの
 - 廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が増大しないもの。
 - 廃棄物処理施設の位置又は廃棄物処理施設の構造及び設備に掲げる事項に係る変更であって、当該変更に伴う数値の変化により生活環境への負荷が増大しないもの。
 - 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法に係る変更（排ガス又は排水の量の増大しない変更に限る。）
- ・ 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る変更（周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられるもの又は排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものに限る。）

類型① 高度再資源化事業



【届出の手続き】

変更に係る届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が添付書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始年月日

【認定高度再資源化事業の廃止の手続き】

認定高度再資源化事業者は、認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

類型① 高度再資源化事業



【高度再資源化事業の実施の状況に関する報告】

認定高度再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度再資源化事業計画に係る高度資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物の種類及び種類ごとの重量
- ・ 当該一年間に認定高度再資源化事業計画に係る再資源化により得られた再生部品又は再生資源の種類ごとの重量、利用者及び利用方法
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物のうち再資源化されずに処理されたものの種類ごとの重量及びその処理を行った者
- ・ 再資源化事業等高度化法に規定する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況
- ・ 当該一年間における再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標に係る実績

【再委託の基準】

再委託に係る委託契約は書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

- ・ 委託に係る産業廃棄物の種類及び数量
- ・ 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- ・ 産業廃棄物の処分を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力
- ・ 委託契約の有効期間
- ・ 認定高度再資源化事業者が受託者に支払う料金
- ・ 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- ・ 認定高度再資源化事業者の有する委託に係る産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - 当該産業廃棄物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ・ 委託契約の有効期間中に委託に係る産業廃棄物に係る上記の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- ・ 委託契約に係る業務終了時の受託者の認定高度再資源化事業者への報告に関する事項
- ・ 委託契約を解除した場合の処理されない委託に係る産業廃棄物の取扱いに関する事項

当該委託契約書等の保存期間は、五年とする。

類型① 高度再資源化事業



【産業廃棄物の処理基準（収集・運搬）①】

産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

- ・ 収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業の実施のために産業廃棄物の種類ごとに仕切りを設けることその他必要な措置を講ずること。
- ・ 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ・ 産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
 - 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

類型① 高度再資源化事業

【産業廃棄物の処理基準（収集・運搬）②】

- 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の適切な積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。
- 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。 ※ 保管の数量に係る上限はなし 再生材の安定供給
 - ▶ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - ✓ 屋内の場所であること。ただし、外気が流入しない容器で保管する場合その他再生部品又は再生資源の供給に支障のない場合は、この限りでない。 品質安定化
 - ✓ 環境省令で定めるところにより、外部から見やすい箇所に産業廃棄物の保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - ▶ 保管の場所から産業廃棄物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - ✓ 保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
 - ✓ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - ▶ 保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ▶ 保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、消火設備その他の環境省令で定める措置を講ずること。
 - ▶ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 火災事故等の防止

類型① 高度再資源化事業

【産業廃棄物の処理基準（処分）】

産業廃棄物の処分に当たっては、次によること。

- ・ 処分は、次のように行うこと。
 - 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業の実施のために産業廃棄物の種類ごとに仕切りを設けることその他必要な措置を講ずること。
- ・ 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・ 産業廃棄物を焼却、熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）を行う場合には、廃棄物処理法の規定による方法により行うこと。
- ・ 産業廃棄物の保管を行う場合には、収集・運搬時の保管の例によること。

保管の数量の上限撤廃

(まとめ) 類型② 高度分離・回収事業の概要

制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、合理的な処理基準や施設基準

対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物（まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を想定）
 - 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
 - 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

事業に求める要件例

- 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 周辺生活環境に影響がないこと
- その他、廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

類型② 高度分離・回収事業



【指定する対象廃棄物】

対象廃棄物は、その再資源化の生産性の向上により資源循環が促進されるものとして、環境大臣が告示で定めるものとする。

【高度分離・回収事業計画の記載事項①】

申請する事業の内容には次を含むものとする。

- ・ 高度分離・回収事業において再資源化を実施する廃棄物の種類及び再資源化される見込みの廃棄物の種類ごとの重量
- ・ 再資源化により得られる再生部品又は再生資源の利用方法

そのほか申請する事業計画に記載を求める事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

【高度分離・回収事業計画の記載事項②】

(廃棄物処理施設を設置する場合)

法で求める『廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設の位置
- ・ 廃棄物処理施設の処理方式
- ・ 廃棄物処理施設の構造及び設備
- ・ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法
- ・ 設計計算上達成することができる排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びにダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。）、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値
- ・ その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

法で求める『廃棄物処理施設の維持管理に関する計画』に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- ・ 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
- ・ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
- ・ その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

類型② 高度分離・回収事業

【申請時に添付を求める書類】

- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面
- ・ 申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書
- ・ 申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し（本籍の記載のあるもの）
- ・ 申請者が必要な能力を有することを証する書類
- ・ 再資源化の生産性の向上の程度を示す指標の算出の根拠を示す書類 定量的指標
- ・ 申請者が欠格要件のいずれにも該当しないことを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が法で定義する廃棄物処理施設であって、当該施設に係る廃棄物処理法の規定による許可を受けている場合には、当該許可を受けていることを証する書類
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設が技術上の基準等に適合することを証する書類
- ・ 高度分離・回収事業として廃棄物の再使用を行う場合において、当該再使用が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものであるときは、当該処分を受けたことを証する書類の写し
- ・ 廃棄物処理施設を新設する場合は以下の書類
 - 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図
 - 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ・ そのほか対象廃棄物別に環境大臣が告示で定める書類

類型② 高度分離・回収事業

【適正な配慮がなされるべき周辺の施設】

適正な配慮がなされるべき周辺の施設とは、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

【廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準】

廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行えること。

類型② 高度分離・回収事業

【認定の基準（高度分離・回収事業の内容）】

高度分離・回収事業の内容として、認定に必要な基準は次のとおりとする。

- ・ 再資源化の生産性の向上の程度を示す指標が、適切に算出されたものであり、かつ、当該指標が高度な技術を用いることによるのみ達成が可能であると認められること
- ・ 高度分離・回収事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
- ・ 高度分離・回収事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。
- ・ 地域の環境の保全のための取組並びに地域の振興及び社会の健全な発展に資する措置を併せて行うものと認められること。
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定める基準に適合していること。

【認定の基準（申請者の能力、施設の能力）】

申請者の能力に係る基準

- ・ 高度分離・回収事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・ 高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

- ・ 再資源化その他廃棄物の処分に適する施設であること。
- ・ 運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。
- ・ 当該施設が廃棄物処理施設（この計画に基づいて新設するものは除く。）である場合にあっては、廃棄物処理法による許可を受けたものであること。
- ・ 保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定める基準に適合していること。

類型② 高度分離・回収事業

【認定の基準（廃棄物処理施設の技術上の基準）】

廃棄物処理施設に求める技術上の基準は、次のとおりとする。

- ・ 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- ・ 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・ 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- ・ 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- ・ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。
- ・ 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。
- ・ 高度分離・回収事業の実施に資するものであること。
- ・ その対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定める基準に適合していること。

対象廃棄物・技術を踏まえた独自基準を想定

類型② 高度分離・回収事業



【高度分離・回収事業計画の認定証】

環境大臣は、認定若しくは変更の認定をしたとき又は変更の届出があったとき（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

- ・ 認定高度分離・回収事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 廃棄物の処分の用に供する施設の名称及び所在地

【計画の変更の認定の申請】

変更の認定を受けようとする認定高度分離・回収事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始予定年月日

また、変更の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- ・ 当該変更が認定申請に係る書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類
- ・ 廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

類型② 高度分離・回収事業



【届出の手続き】

変更に係る届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が添付書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 変更の内容
- ・ 変更の理由
- ・ 変更後の処理の開始年月日

【認定高度分離・回収事業の廃止の手続き】

認定高度分離・回収事業者は、認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

類型② 高度分離・回収事業



【高度分離・回収事業の実施の状況に関する報告】

認定高度分離・回収事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物の種類及び種類ごとの重量
- ・ 当該一年間に認定高度分離・回収事業計画に係る再資源化により得られた再生部品又は再生資源の種類ごとの重量、利用者及び利用方法
- ・ 当該一年間に収集した廃棄物のうち再資源化されずに処理されたものの種類ごとの重量及びその処理を行った者
- ・ 再資源化事業等高度化法に規定する廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況
- ・ 当該一年間における再資源化の生産性の向上の程度を示す指標に係る実績

類型② 高度分離・回収事業

【産業廃棄物の処理基準（処分）】

産業廃棄物の処分に当たっては、次によること。

- ・ 処分は、次のように行うこと。
 - 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - 物の製造、加工又は販売の事業を行う者の需要に応じた再資源化事業の実施のために産業廃棄物の種類ごとに仕切りを設けることその他必要な措置を講ずること。
- ・ 産業廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・ その他対象廃棄物ごとに環境大臣が告示で定めるものとする。

対象廃棄物・技術を踏まえた独自基準を想定

(まとめ) 類型③ 再資源化工程の高度化の概要

制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備の更新等を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている「廃棄物処理施設の変更」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要

事業に求める要件例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組を実施していること（優良産廃処分業者の取得、多量排出事業処理計画）
- 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
- 定量的指標（GHG）評価

【再資源化工程高度化計画の記載事項】

申請する事業計画にさらに記載を求める事項は、次のとおりとする。

- ・ 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
- ・ 廃棄物処理施設の処理能力
- ・ 廃棄物処理施設の維持管理であっては次に掲げる事項
 - 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
 - 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
 - その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
- ・ 廃棄物処理法の許可を受ける際に都道府県等により条件を付されている場合には、その内容及び対応

類型③ 再資源化工程の高度化

【申請時に添付を求める書類①】

- ・ 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- ・ 処理工程図
- ・ 廃棄物処理施設の付近の見取図
- ・ 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- ・ 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- ・ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・ 申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書
- ・ 申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し
- ・ 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
- ・ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
- ・ 申請者に使用人がある場合には、その者の住民票の写し
- ・ 再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減の程度を示す指標の算出の根拠を示す書類
- ・ 申請者が欠格要件のいずれにも該当しないことを証する書類

定量的指標

類型③ 再資源化工程の高度化

【申請時に添付を求める書類②】

- ・ 再資源化工程高度化計画に記載された廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法の規定による許可を受けていることを証する書類
- ・ 申請者が、申請の際、現に廃棄物処理法に規定する優良産業廃棄物処分業者である場合にあっては、優良産業廃棄物処分業者であることを証する書類
- ・ 再資源化工程高度化計画の内容が、申請者が排出した廃棄物を自ら処分する場合であって、かつ、申請者が、申請の際、現に廃棄物処理法に規定する多量排出事業者である場合にあっては、多量排出事業者処理計画の写し

類型③ 再資源化工程の高度化

【認定の基準（再資源化工程の高度化の内容）】

再資源化工程の高度化の内容として、認定に必要な基準は次のとおりとする。

- ・ 再資源化工程の高度化により、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の十分な削減が認められること。
- ・ 再資源化工程の高度化により導入しようとする設備が、導入前のものと生活環境の保全に係る機能が同等以上であること。
- ・ 再資源化工程の高度化の対象となる廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法の許可を受けていること。

【認定の基準（廃棄物処理施設の技術上の基準）】

廃棄物処理施設に求める技術上の基準は、次のとおりとする。

- ・ 一般廃棄物処理施設のうち、ごみ処理施設にあっては、廃棄物処理法で定めるごみ処理施設に係る規定によること。
- ・ 産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法で定める産業廃棄物処理施設に係る規定によること。

類型③ 再資源化工程の高度化

【申請者の能力の基準】

- ・ 再資源化工程の高度化を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ・ 再資源化工程の高度化を的確に行うに足りる経理的基礎を有すること。
- ・ 再資源化事業等高度化法で定める判断の基準に係る取組を行っていること。
- ・ 再資源化工程高度化計画に記載された産業廃棄物処理施設を用いて、産業廃棄物の処理を受託する事業を行う場合にあつては、優良産業廃棄物処分業者であること。

最新設備把握、省エネ化等

【適正な配慮がなされるべき周辺の施設】

適正な配慮がなされるべき周辺の施設とは、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

【再資源化工程高度化計画の認定証】

環境大臣は、認定若しくは変更の認定をしたとき又は変更の届出があったとき（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

- ・ 認定再資源化工程高度化計画実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 認定の年月日及び認定番号
- ・ 廃棄物処理施設の種類及び処理する廃棄物の種類
- ・ 廃棄物処理施設の設置場所
- ・ 廃棄物処理施設の処理能力
- ・ 許可の条件の内容
- ・ 許可証提出の有無
- ・ その他留意事項

【登録調査機関の登録の申請】

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 登録を受けようとする者が調査業務を行おうとする事業所の名称及び所在地
- ・ 登録を受けようとする者が調査業務を開始しようとする年月日

申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

- ・ 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類
 - 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類
- ・ 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- ・ 登録を受けようとする者が、欠格要件のいずれにも該当しないことを証する書類
- ・ その他環境大臣が必要と認める書類

【登録調査機関の業務を適確に行うための基準】

登録調査機関の業務を適確に行うための基準は、登録調査機関として行う調査に係る業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること、業務手順が定められ、環境大臣が定める事項に適合していることとする。

【登録調査機関の登録の有効期間】

登録調査機関の登録の有効期間は、五年とする。

【登録調査機関の調査業務の方法に関する基準】

登録調査機関の調査業務の方法に関する基準は、次に掲げる確認を行うことにより、調査業務が的確に実施されることとする。

- ・ 各計画の添付書類として提出される指標の根拠を示した書類に記載された事項の裏付けが適切かどうかの確認
- ・ 各類型で求められる指標の値が、それぞれ指標の根拠を示した書類に照らして適切に算出されているかどうかの確認

【登録調査機関の業務規程の認可の申請等】

登録調査機関は、業務規程について環境大臣の認可を受けようとするときは、申請書に業務規程を添付して、環境大臣に提出しなければならない。

登録調査機関は、業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の業務規程を添付して、環境大臣に提出しなければならない。

- ・ 変更しようとする事項
- ・ 変更しようとする年月日
- ・ 変更の理由

【業務規程の記載事項】

環境大臣の認可を受けなければいけない業務規程の記載事項は、次に掲げるものとする。

- ・ 調査業務を行う時間及び休日に関する事項
- ・ 調査業務を行う事業所に関する事項
- ・ 調査業務の実施方法に関する事項
- ・ 調査業務を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- ・ 調査業務に関する秘密の保持に関する事項
- ・ 調査業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- ・ 会計処理に関する事項
- ・ 財務諸表等の閲覧等に関する事項
- ・ 上記に掲げるもののほか、調査業務の実施に関し必要な事項

【登録調査機関の業務の休廃止の届出】

登録調査機関の業務の休廃止の届出をしようとする登録調査機関は、同項の環境大臣が定める様式により届出書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

【電磁的記録に記録された事項を表示する方法等】

財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときに、当該電磁的記録に記録された事項を表示する方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

電磁的記録に記録された事項を提供するための「電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法）」は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

- ・ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ・ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

【帳簿の記載】

登録調査機関が備えなければいけない帳簿において、調査業務に関し記載しなければならない事項は、各月における調査業務を行った件数とする。

その帳簿の保存しなければいけない期間は、最終の記載の日から五年間とする。

【実施の報告の時期】

再資源化の実施の状況の報告・公表は、毎年六月三十日までに、前年度における各事項を、環境大臣が指定する電子情報処理組織の使用その他適切な方法により行うものとする。

【報告事項】

- ・ 報告をしようとする者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ・ 廃棄物処理法による許可の年月日及び許可番号
- ・ 産業廃棄物の再資源化により得られた物の種類

【計画及び実施の状況の公表】

環境大臣が報告された事項を公表する方法は、報告を受けて遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

【権利利益の保護請求を行う際に求める割合】

特定産業廃棄物処分業者は、再資源化の実施の状況の報告に係る事項の情報が公にされることにより、当該業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するときは、当該事項に代えて、当該特定産業廃棄物処分業者が再資源化を実施した産業廃棄物の数量がその処分を行った産業廃棄物の数量に占める割合（得られた割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をもって公表を行うよう環境大臣に請求を行うことができる。

【権利利益の保護に係る請求の方法】

特定産業廃棄物処分業者が行う再資源化の実施の状況の報告に伴う権利利益の保護に係る請求は、毎年度六月三十日までに、報告と併せて、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・ 公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利利益が害されるおそれがあると思料する産業廃棄物の種類、処分の方法、処分を行った数量及び再資源化を実施した数量
- ・ 上記情報が公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実

当該請求書の様式は、環境省が定める様式によるものとする。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正】

一般廃棄物における熱分解に係る処理基準の規定に次を加える。

- 認定高度分離・回収事業計画（類型②）に記載された廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設の設備である場合は、再資源化事業等高度化法に基づき環境大臣が定める基準に規定する構造とする。

マニフェストの交付を要しない場合の規定に次を加える。

- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定を受けた者に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者の規定に次を加える。

- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定
- 高度再資源化事業計画（類型①）の認定を受けた者からの委託（当該認定に係る認定高度再資源化事業計画に従って行われる場合に限る。）

【施行日】

この法律・政令・省令は、令和七年十一月一日から施行する。

ただし、特定産業廃棄物処分業者に課す再資源化の実施の状況の報告に係る規定は、令和九年度以降に行う報告（令和八年度実績）について適用する経過措置を設ける。